

北海道告示第10865号

北海道が令和4年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和4年6月20日

北海道知事 鈴木 直道

(農政部所管分その18)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
1 養鶏農場等緊急支援事業 高病原性鳥インフルエンザの発生により、養鶏農場等が家畜伝染病まん延防止規則（昭和50年北海道規則第32号）第2条の規定による家畜等の移動等の制限を行ったことにより損失した金額を助成する。	農業者	養鶏農場等の移動等制限の取組に対して、家畜伝染病予防法第60条第2項の規定による助成措置の対象となる額の算定基準について（平成23年7月1日付け23消安第1925号農林水産省消費・安全局長通知。）に該当する経費	10分の10以内	農政第206号様式別に指示する様式		提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長又は振興局長	実績報告は要しない。
2 農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）事業 農林漁業者等が、農山漁村の地域資源を最大限に活用し、新たな事業や付加価値を創出する農山漁村発イノベーションを推進するための取組及びそれらに必要となる農産物加工・販売施設等の整備に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。								
(1) 農山漁村発イノベーション推進支援事業	別記1の1の事業実施主体のとおりに	別記1の1の事業実施主体が農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）事業のうち農山漁村発イノベーション推進支援事業を行う場合における経費のうち、次に掲げるもの (1) 2次・3次産業と連携した加工・直売の推進に要する経費 (2) 新商品開発・販路開拓の実施に要する経費 (3) 直売所の売り上げ向上に向けた多様な取組に要する経費 (4) 多様な地域資源を新分野で活用する取組に要する経費 (5) 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の促進に要する経費	(1)～(4) 2分の1以内 (5) 定額 ただし、上限額については別記2のとおり	農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 別に指示する様式	農政第2号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局（全道の区域にわたり事業を行う団体については農政部食の安全推進局食品政策課）	総合振興局長又は振興局長（全道の区域にわたり事業を行う団体が実施する場合を除く。）	

<p>(2)農山漁村発イノベーション等整備事業（産業支援型）</p>	<p>別記1の2の事業実施主体のとおり</p>	<p>別記1の2の事業実施主体が農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）事業のうち農山漁村発イノベーション等整備事業（産業支援型）を行う場合における経費のうち、次に掲げるもの。ただし、別記3の資金の貸付等を受けて実施する場合に限る。</p> <p>(1) 農林水産物等の加工、流通、販売等のために必要な施設の整備に要する経費</p> <p>ア 農林水産物等の集出荷のために必要な施設</p> <p>イ 農林水産物等の処理・加工のために必要な施設</p> <p>ウ 農林水産物等の高付加価値化、地域の生産・加工との連携等を図る農林水産物等の総合的な販売のために必要な施設及び地域食材提供のために必要な施設</p> <p>エ 農林水産物等の高付加価値化、地域の生産・加工との連携等を図る農林水産物等の生産・加工体験提供のために必要な施設</p> <p>オ 捕獲獣肉等食材提供のために必要な施設</p> <p>カ 収穫後用病害虫防除のために必要な施設</p> <p>キ 未利用資源をエネルギー化し、農林水産物等の加工・流通・販売等施設へ供給するために必要な施設</p> <p>ク ア～キの附帯施設</p>	<p>10分の3以内 ただし、別記4に掲げるいずれかの要件に該当する事業については2分の1以内 ただし、別記5に掲げる額を限度とする。</p>	<p>農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 農政第220号様式 別に指示する様式</p>	<p>農政第29号様式 農政第31号様式 農政第220号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局（全道の区域にわたり事業を行う団体にあっては農政部食の安全推進局食品政策課）</p>	<p>総合振興局長又は振興局長（全道の区域にわたり事業を行う団体が実施する場合を除く。）</p>
------------------------------------	-------------------------	--	---	--	---	--	--

(2) 総合化事業又は農商工等連携事業の取組に不可欠な農林水産物等の生産を自らが行うために必要な施設等の整備に要する経費

ア 簡易土地基盤整備

イ 農業用水のために必要な施設

ウ 営農飲雑用水のために必要な施設

エ 農林水産物等の生産に必要な施設

オ 乾燥調製貯蔵のために必要な施設

カ 育苗のために必要な施設

キ 水産用種苗生産・蓄養殖のために必要な施設

ク 堆肥製造のために必要な施設

ケ 新技術活用種苗等供給のために必要な施設

コ 特用林産物生産のために必要な施設

サ 農林水産物運搬のために必要な施設

シ 未利用資源をエネルギー化し、農林水産物等の生産施設へ供給するために必要な施設

ス ア～シの附帯施設

(3) 食品等の加工・販売のために必要な施設の整備に要する経費

ア 農林漁業者等と連携する中小企業者が行う食品等の加工・販売のために必要な施設

イ アの附帯施設
(当該新商品の加工・販売の用途に使用されるものに限る)